

1. 建設キャリアアップシステム処遇改善推進中部協議会規約（改訂案）

※下記の下線部について本協議会にて一部改訂

建設キャリアアップシステム処遇改善推進中部協議会規約（改訂案）

（名称）

第1条 本協議会は、建設キャリアアップシステム処遇改善推進中部協議会（以下「中部協議会」という。）という。

（目的）

第2条 中部協議会は、行政、建設企業その他建設業に関わる者が一体となって建設業における建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の普及・活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建設業退職金共済（以下、建退共）の普及等に向けた取組を進める上での課題、取組方針等を協議するとともに、関係者の取組状況の定期的な情報共有を図ることにより、建設業における処遇改善の取組を総合的かつ継続的に推進することを目的とする。

（活動内容）

第3条 中部協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 CCUSの活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保並びに建退共の普及の取組を進める上での課題に関する意見の交換
- 二 その他、CCUSの活用を通じた処遇改善の取組を進める上での課題に関する意見の交換
- 三 CCUSの活用を通じた処遇改善に関する取組方針についての協議・確認
- 四 CCUSの活用を通じた処遇改善の推進に向けた周知及び啓発
- 五 関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換
- 六 その他中部協議会の目的を達成するために必要な活動

（構成員）

第4条 中部協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 建設業団体
 - 二 建設工事の発注者で構成する団体
 - 三 建設業に関係する団体
 - 四 愛知県、岐阜県、三重県、静岡県
 - 五 厚生労働省 東海北陸厚生局
 - 六 愛知労働局、岐阜労働局、三重労働局、静岡労働局
 - 七 国土交通省 中部地方整備局
 - 八 日本年金機構
 - 九 その他協議会が必要と認める者
- 2 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長に承認を得て構成員となる。

(会長)

第5条 中部協議会に会長及び会長代理を置く。

- 2 会長は、中部地方整備局建政部長とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、運営を統括する。
- 4 会長代理は、中部地方整備局建政部建設産業調整官とする。
- 5 会長及び会長代理の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(協議会の招集)

第6条 中部協議会の招集は、会長が行う。

- 2 協議会は、年1回以上開催する。

(ワーキンググループ)

第7条 協議会の円滑な運営に資するため、協議会にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、第4条第1項に掲げる構成員のうち、会長が決定した者により組織する。
- 3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、前項に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 ワーキンググループに関して必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

(事務局)

第8条 中部協議会の事務は、国土交通省中部地方整備局建政部建設産業課が行う。

(雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、中部協議会の運営に必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

- 2 中部協議会開催に係る諸謝金及び交通費等の支払いについては行わない。

附 則

この規約は、平成24年8月6日より施行する。(平成30年2月8日、平成30年8月29日、令和4年2月16日、令和5年3月13日一部改訂)